）	自家消費等の量の見込み	ｋＷ ｈ/年		自家消費等の量の見込み	ｋＷ ｈ/年	
	自家消費等の用途			自家消費等の用途		
	前年の電力消費量(既築建造物に発電設備を設置する場合)	ｋＷ ｈ/年		前年の電力消費量(既築建造物に発電設備を設置する場合)	ｋＷ ｈ/年	
	自家消費等の比率	%		自家消費等の比率	%	
	特定供給の有無 （注２１）	□　有　□ 無		特定供給の有無	□　有　□ 無	
解体等に要する費用（注２２）	□外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１１に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		□有 □無	□外部積立て		

遵守事項（注２３）	事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２４）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。【２０ｋＷ未満の屋根設置かつ建物の種類が共同住宅の太陽光発電設備を除く】	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□

添付書類（注２５）	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２６）	□有 □無			
	②印鑑証明書（注２６）	□有 □無			
	③インボイス発行事業者の登録通知書の写し（注２７）	□有 □無			
	④発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２６）	□有 □無			
	⑤土地の取得を証する書類等（注２８）	□有 □無			
	⑥建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２９）	□有 □無			
	⑦発電設備の内容を証する書類（注３０）	□有 □無			
	⑧構造図	□有 □無			
	⑨配線図	□有 □無			
	⑩接続の同意を証する書類の写し（注３１）	□有 □無			
	⑪事業実施体制図	□有 □無			
	⑫補助金を返還したことを証する書類（注１９）	□有 □無			
	⑬受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
	⑭その他１	□有 □無			
	⑮その他２	□有 □無			
	⑯その他３（注３２）	□有 □無			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、